

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1425号から第1433号まで)

平成29年8月25日

横情審答申第1425号から第1433号まで

平成 29 年 8 月 25 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成28年6月1日建建安第189号、平成28年12月14日建建安第1021号、平成29年2月16日建建安第1233号、平成29年3月2日建建安第1368号及び平成29年3月17日建建安第1487号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付がある。相談課と前審査課に上述日時の写真の閲覧と視聴を請求し、その事象完了後、CDによる交付を求める。念を押すが紙面にコピーしたものは不可とする。）」ほかの一部開示決定及び非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付がある。相談課と前審査課に上述日時の写真の閲覧と視聴を請求し、その事象完了後、CDによる交付を求める。念を押すが紙面にコピーしたものは不可とする。）」ほかの別表1に示す9件の行政文書を一部開示及び非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ（すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真（H22.12.10・H20.10.21撮影）は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付がある。相談課と前審査課に上述日時の写真の閲覧と視聴を請求し、その事象完了後、CDによる交付を求める。念を押すが紙面にコピーしたものは不可とする。）」ほかの別表2に示す行政文書の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、別表3に示す日付で行った8件の一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）及び1件の非開示決定（本件一部開示決定及び本件非開示決定を総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。なお、本件審査請求に係る諮問件名の一覧は、別表1のとおりであり、9件の審査請求である。

## 3 実施機関の一部開示及び非開示理由説明要旨

- (1) 本件一部開示決定を行った文書（以下「文書1」という。）は、いずれも現地調査の写真を印刷したものであり、同一の文書である。このうち写真上の車のナンバープレートについては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に規定する個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため非開示とした。
- (2) 本件非開示決定を行った文書（以下「文書2」という。）は、平成20年10月21日に行った旭区白根特定番地に係る現地調査（以下「本件現地調査」という。）に

係る写真の電磁的記録である。写真の電磁的記録は、紙面に印刷した後に印刷したものを行政文書として用いており、当該記録は不要となるため消去している。したがって、条例第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書を適切に特定し、その行政文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 文書1について、実施機関は、非開示とする部分の概要に、「写真上の車のナンバープレート（2号）」などと、他人の車を写し黒塗りをし、未だに虚言でしのごうとしている。条例の適用通り、情報公開法に基づく開示を実施されることが妥当であると考えます。
- (3) 文書2について、実施機関は、弁明書にて現地調査を行い、現場で写真を撮影しますと謳っているにも関わらず、写真を写すどころか現況も確認していない。従って写真は無い。実施機関の失態行為には虚偽事象及び虚偽文書を作り正当化を謀られたので、証拠書の開示を求めると非開示決定などの隠ぺい対応をされた。上述の弁明書の謳いとは違い、実施機関組織ぐるみの悪質な犯罪行為である。非開示決定などと済む話ではなく、全部開示を求める。
- (4) 実施機関は、一部開示等の決定通知書の標題を異にした上、条例にも反し文書の開示決定期間を延長した上で、同一の文書を繰り返し一部開示決定するなど非違行為をし、妨害している。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 建築相談に係る現地調査事務について

ア 横浜市では、市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（当時。現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。

その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（当時。現在の建築局建築指

導部建築指導課。)に提供して相談案件を引き継ぎ、同課では初期指導を行っている。

イ 現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存している。平成23年度までは、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表により、軽易な行政文書として保存期間は1年で運用していたが、平成24年度からは、同分類表により「建築及び開発に関する相談関係書類（1年）」としている。

ウ 建築情報課は、平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から旭区白根特定番地について相談を受け、平成20年10月21日に本件現地調査を行った際、写真を撮影した。

## (2) 本件審査請求文書について

文書1は、本件現地調査で撮影した写真の電磁的記録（以下「本件写真データ」という。）を基に印刷した文書であり、8件はいずれも同一の文書である。実施機関は、当該文書に写された車のナンバープレートについて、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと説明している。

文書2は、本件写真データであり、実施機関は本件写真データについて、印刷をした後に消去していると説明している。

## (3) 本件処分に係る実施機関からの説明

ア 本件処分に係る状況について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

イ 文書1は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月7日）における「平成20年10月10日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書」のうち本件写真データを印刷した文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書について条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である、と結論づけている。

ウ 文書2は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1363号（平成28年12月7日。答申第1363号及び答申第1365号を総称して、以下「先例答申」という。）における対象行政文書と同一の文書である。当該答申では、当該文書を保有して

いないとして非開示とした決定は妥当である、と結論づけている。

エ 本件審査請求における対象行政文書は、先例答申における対象行政文書と重複しており、実施機関は先例答申と同様の説明を行っている。

なお、念のため、現時点における状況について調査したところ、次のとおりであった。

(ア) 文書1については、該当箇所について公表されたことがあるか等その後の事情の変化を現時点において調査したが、先例答申における判断から事情の変化はなく、一部開示とした。

(イ) 文書2については、本件写真データについて保有しているか否かを念のため現時点において調査したが、当該データは保有していない。

(4) 文書1の条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1は、先例答申における対象行政文書に含まれる文書であり、当審査会が確認したところ、実施機関に確認した内容も含めて現時点において先例答申における判断を覆すような事情の変化は認められない。したがって、条例第7条第2項第2号に該当するとして、実施機関が文書1のうち、写真上の車のナンバープレートを開示とした判断は、先例答申における判断と同様であり、是認できる。

(5) 文書2の不存在について

文書2は、先例答申の対象行政文書と同一の行政文書である、と実施機関は説明している。

先例答申における実施機関の写真の電磁的記録の取り扱いについての説明に特段不自然な点はなく、特段の事情の変化も認められないことから、紙面で作成した報告資料を行政文書として保存しており、紙面に印刷した後に本件写真データを消去しているという実施機関の説明については、先例答申における判断と同様であり、是認できる。

(6) その他

審査請求人は、先例答申と重複する内容である文書1について、約半年の間に少なくとも4回の開示請求さらには審査請求を繰り返している。

審査請求人は、事情の変化が無いにもかかわらず同じ文書について繰り返し請求を行っているが、このようなことは結果として実施機関の業務遂行の停滞を招いているといえる。審査請求人においては、情報公開制度の趣旨を踏まえた適正な利用を望むものである。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が文書1を一部開示とした決定及び文書2を非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表1 諮問件名一覧

答申番号	諮問件名
第1425号	「平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ(すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真(H22.12.10・H20.10.21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付がある。相談課と前審査課に上述日時の写真の閲覧と視聴を請求し、その事象完了後、CDによる交付を求める。念を押すが紙面にコピーしたものは不可とする。)」の非開示決定に対する審査請求についての諮問
第1426号	「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
第1427号及び第1428号	「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真」の2件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
第1429号及び第1430号	「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真」の2件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
第1431号から第1433号まで	「建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真」の3件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

別表2 本件審査請求文書

答申番号	分類	決定	本件審査請求文書
第1426号	文書1	一部開示	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真
第1427号 及び第1428号	文書1	一部開示	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真
第1429号 及び第1430号	文書1	一部開示	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真
第1431号から 第1433号まで	文書1	一部開示	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうちの写真
第1425号	文書2	非開示	平成20年10月21日に旭区白根特定番地を撮影した写真の電子データ(すでに審査文書により写真は平成24年2月28日付にて開示写真(H22.12.10・H20.10.21撮影)は現場調査の際に記録として撮影したものである・・・と通知書の送付がある。相談課と前審査課に上述日時の写真の閲覧と視聴を請求し、その事象完了後、CDによる交付を求める。念を押すが紙面にコピーしたものは不可とする。)

別表3 本件審査請求に係る開示請求日、審査請求日、開示等決定日ほか

答申番号 (諮問に係る文書番号)	開示請求日	審査請求日	諮問の報告 第一部会	諮問の報告 第二部会	諮問の報告 第三部会
	決定	開示等決定日	諮問書及び弁明書 の写し受理日	審査請求人の 意見書受理日	
第1425号  (建建安第189号)	平成28年 4月12日	平成28年 5月2日	平成28年 6月23日 第292回	平成28年 6月24日 第295回	平成28年 6月20日 第197回
	非開示	平成28年 4月28日	平成28年 6月1日	平成28年 7月1日	
第1426号  (建建安第1021号)	平成28年 7月28日	平成28年 11月14日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
	一部開示	平成28年 8月16日	平成28年 12月14日	平成29年 1月16日	
第1427号及び第1428号  (建建安第1233号)	平成28年 12月28日	平成29年 1月17日	平成29年 3月28日 第301回	平成29年 4月4日 第311回	平成29年 3月16日 第210回
	一部開示	平成29年 1月13日	平成29年 2月16日	平成29年 3月17日	
第1429号及び第1430号  (建建安第1368号)	平成28年 12月6日	平成29年 1月31日	平成29年 3月28日 第301回	平成29年 4月4日 第311回	平成29年 3月16日 第210回
	一部開示	平成28年 12月22日	平成29年 3月2日	平成29年 4月3日	
第1431号から 第1433号まで  (建建安第1487号)	平成29年 1月20日	平成29年 2月20日	平成29年 4月25日 第302回	平成29年 4月27日 第313回	平成29年 4月20日 第212回
	一部開示	平成29年 2月6日	平成29年 3月17日	平成29年 4月3日	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年4月14日 (第312回第二部会)	・ 審議
平成29年4月27日 (第313回第二部会)	・ 審議
平成29年5月26日 (第315回第二部会)	・ 審議
平成29年6月9日 (第316回第二部会)	・ 審議
平成29年6月23日 (第317回第二部会)	・ 審議

※答申別の弁明書写し及び意見書の受理日等については、別表3のとおり